10　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあっては、平成27年３月31日までの間、１から８までにより算定した単位数の1000分の８（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、９の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第12を別表第11とする。

別表第13の１のイの⑴中「748単位」を「742単位」に改め、同イの⑵中「668単位」を「662単位」に改め、同イの⑶中「635単位」を「629単位」に改め、同イの⑷中「609単位」を「604単位」に改め、同イの⑸中「572単位」を「567単位」に改め、同ロの⑴中「254単位」を「251単位」に改め、同ロの⑵中「584単位」を「579単位」に改め、同ハの⑴中「270単位」を「267単位」に改め、同ハの⑵中「162単位」を「160単位」に改め、同ニ中「748単位」を「742単位」に改め、同ニを同ホとし、同ハの次に次のように加える。

ニ　生活訓練サービス費Ⅳ

⑴　利用期間が３年間以内の場合　267単位

⑵　利用期間が３年間を超える場合　160単位

別表第13の１の注１中「（指定障害福祉サービス基準第166条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）」及び「（指定障害福祉サービス基準第166条第１項第１号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）」を削り、同１の注３中「事業所において」の下に「、規則第６条の６第２号の規定により、法第５条第13項に規定する厚生労働省令で定める期間（注４において「標準利用期間」という。）が２年間とされる利用者に対し」を加え、同１の注６中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同注６を同１の注７とし、同１の注５中「イからハ」を「イからニ」に、「ハについては」を「ハ及びニについては」に改め、同注５の⑵中「第13の」を削り、同注５を同１の注６とし、同１の注４中「ニ」を「ホ」に改め、同注４を同１の注５とし、同１の注３の次に次のように加える。

４　ニについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第６条の６第２号の規定により、標準利用期間が３年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

別表第13の４の２のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算Ⅲ　500単位

ニ　医療連携体制加算Ⅳ　100単位

別表第13の４の２の注１中「又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所」を「若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業又は」に改め、「除く。注２」の下に「から注４まで」を加え、「（１のイに規定する生活訓練サービス費(Ⅰ)が算定されている利用者に限る。以下この注及び注２において同じ。）」を削り、同４の２の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第13の５の注中「生活訓練サービス費Ⅲ」の下に「又はニの生活訓練サービス費Ⅳ」を加え、同表第13の５の２の注中「、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援」を「若しくは就労継続支援」に改め、同表第13の５の３の注中「100分の70以上」を「100分の50以上」に改め、同表第13の５の６の注中「第17」を「第16」に改め、同表第13の７の注１中「のうち、継続的に居室の提供を受ける者以外のもの」を「及び指定宿泊型自立訓練の利用者」に、「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同７の注２中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第13の８の注中「第14」を「第13」に改め、同表第13に次のように加える。

９　夜間防災・緊急時支援体制加算

イ　夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)　12単位

ロ　夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)　10単位

注１　イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

10　看護職員配置加算

イ　看護職員配置加算(Ⅰ)　18単位

ロ　看護職員配置加算(Ⅱ)　13単位

注１　イについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

11　送迎加算　27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この注において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

12　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合